

17 就学支援の充実について

(文部科学省)

【内容】

- (1) 高等学校等就学支援金制度について、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、修業年限の制限を緩和すること。
- (2) 私立高校等の生徒への就学支援金について、低所得層に対する補助を拡充すること。
また、就学支援金制度の見直しについては、都道府県の意見を聞き、その意見を反映したものとすること。
- (3) 高校生等奨学給付金制度の対象者を高等学校等就学支援金制度に合わせるなど、事務負担が少なく、分かりやすい制度とするとともに制度の更なる充実を図ること。なお、高校生等奨学給付金制度において、国庫補助金の超過負担が生じることのないよう財源の確保を行うこと。
また、都道府県及び私立学校の財政負担に対し、奨学給付金支給に要する事務経費を交付すること。
- (4) 要保護児童生徒に対する就学援助費並びに特別支援学校及び特別支援学級に就学する児童生徒に対する就学奨励費については、本制度の趣旨に鑑み、都道府県及び市町村に対して必要額全額が交付されるよう、国庫補助金の所要額の確保を図ること。また、準要保護児童生徒の就学援助に要する経費については、市町村において必要な援助を行えるよう、十分な財源措置を講じること。
- (5) 学校給食施設整備に係る交付金について、地方公共団体が行う事業に対して十分な財政措置を講じること。また、実施面積・実工事費に則した、基準面積・建築単価へ見直しを図ること。併せて、学校給食における地場産物の活用促進に要する経費に対する財政措置を講じること。

(背景)

- やむを得ない理由により留年した場合も、修業年限の超過により就学支援金の対象から外れるが、高等学校就学支援金制度の趣旨は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができることを目的としていることから、真に支援を必要とする者が排除されないように配慮する必要がある。
- 私立高校等の生徒に支給される就学支援金は、公立高校生が負担軽減される額と同額の月額9,900円(年額118,800円)で、保護者の所得によって加算されるが、全国私立高校の平均授業料年額393,524円には及ばず、所得の低い世帯においても、授業料負担が残る状況になっている。

また、就学支援金の見直しについては、都道府県の財政負担が軽減されるとともに事務負担の軽減に繋がる見直しとする必要がある。

- 高校生等奨学給付金制度は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、類似する高等学校等就学支援金制度では、生徒が在学している学校のある都道府県が支給する制度となっており、申請手続き等が煩雑になっている。

また、高等学校等就学支援金制度については事務経費の財政措置があるが、高校生等奨学給付金制度の事務経費については財政措置がない。

- 就学援助費は、市町村が国庫補助金を財源の一部として、経済的理由により子どもたちの教育を受ける機会が妨げられないように必要な給付を行うものである。また、就学奨励費は、特別支援学校及び特別支援学級等への就学の特殊事情を踏まえ、これらの学校に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するために必要な給付を行うものである。今後も引き続き、都道府県及び市町村の財政負担が増すことがないように、国において確実に予算を確保する必要がある。

- 平成29年度の学校給食施設整備事業に係る国の交付金は、①前年度からの継続事業、②前年度に計上した未採択の事業、③新規に学校給食を開始する場合、④財政力指数や既存施設の整備後経過年数、特別支援学校及び新設校の単独調理場、定住自立圏構想を総合的に考慮して採択され、本県においては、3事業全てが採択されたが、平成28年度には1事業（財政力指数1.2の市給食センター移転改築）が不採択となった。安全・安心な給食を提供するために学校給食施設整備を行う必要があるが、市町村等の財政負担が増すことのないよう国において確実に予算を確保する必要がある。

- 学校給食施設整備事業に係る国の交付金は、国の基準面積・建築単価を基に算定されており、平成26年度から改善されたものの、学校給食衛生管理基準の改正（平成21年4月）に伴う衛生管理の徹底や食物アレルギーを持つ児童生徒への対応など、整備に必要な費用・面積が増大する中で、総工事費との間にはいまだに大きな乖離があり、市町村の財政負担が大きくなっている。

（ 参 考 ）

◇ 私立高校等の生徒への就学支援金制度

